

令和2年4月8日

(一社) 大阪電業協会
会員企業 各位

(一社) 大阪電業協会
専務理事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する特別対応について

拝啓 平素は、協会事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大し、協会事業活動も中止や延期状況が続いており、会員企業の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしております。

大阪府では、政府による緊急事態宣言が発令され、対象地域とされたことを受け、生活維持に必要な場合を除く外出自粛を要請することなどを柱とした行動指針が発信されました。

大阪電業協会事務局においても、当面の間、下記のとおり特別対応いたしたく存じます。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。会員企業の皆さまにおかれましても、ご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 事業継続要員の交代出勤制とテレワーク制の導入

専務理事、事務局長を事業継続要員とし、日単位で交代勤務とします。
他の職員についても交代制としますが、可能なかぎり出勤自粛とします。

(感染症罹患発生による協会事務局の機能不全回避措置)

メールマガジン等在宅対応可能な業務は、テレワークに移行します。

但し、延期が難しく不可欠な業務については、当該時間帯のみ出勤とします。

2. 時差出勤制の導入

出勤時刻を9:00から10:00、退社時刻を17:00から16:00に変更します。

(通勤リスクの軽減措置)

9:00~10:00、16:00~17:00の間は事業継続要員1名が対応いたします。

3. 特別対応期間

4月9日から2週間とし、経過後、継続の是非を判断します。

以上

※ご参考 (大電協メルマガ 20.04.6 行政通達 新型コロナウイルス関連)

[新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について \(要請\)](#)